

# 子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第61号 2019年8月1日

子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ <http://kodomo.p-web.biz/>

メールアドレス [kodomo@kodomo.p-web.biz](mailto:kodomo@kodomo.p-web.biz)



画・岡本正和（元山口県小学校教員）

# 子どもの英語にどう向き合うか

鳥飼玖美子さん（立教大学名誉教授）

2019年6月22日（土）、子ども全国センターの2019年度総会が開かれました。日本子どもを守る会、自由法曹団、全国労働組合総連合、全国生活と健康を守る会連合会、民主教育研究所、三多摩子育て・教育問題連絡会、婦人民主クラブ、子どもを守る横浜各界連絡会、東京総合教育センター、東京民研、夜間中学校と教育を語る会、大学生・退職教職員、および全教の各組織などから、合計82人が参加しました。

総会に先立ち、立教大学名誉教授の鳥飼玖美子さんに「子どもの英語にどう向き合うか」と題してお話をいただきました。その要旨を紹介します。（文責：編集部）

## 小学校の英語は子どものためによくはない

私は小学校に英語を導入することに反対してきました。個々の家庭が自分の子どもに英語を教えるのは、それぞれの家庭の方針でそういうことはあると思いますが、公立の小学校で英語を必修にするというのは、全く意味がちがうのです。「決して子どものためにはよくない結果が考えられる」と、いろいろなところで反対の意見を言い、働きかけ、講演でもお話してきました。

最初は文部科学省も「英語を学ばせるのではない、歌ったりゲームをしたりして親しんでもらい、中学校に軟着陸させる」という言い方でした。

しかし、世論の後押しもあり、来年度から5、6年生は教科として英語を勉強します。

（\*現行学習指導要領ですでに「外国語（英語）活動」は必修です）

NHK出版の編集者から、「不安を抱えている親たちに、どうしたらいいのかを、書いてほしい」と言われました。

それで、親御さんが不安のあまり子どもにプレッシャーを与えないようにと願って、『子どもの英語にどう向き合うか』を書きました。

## 戦争中も英語教育はあった

多くの日本人は「英語を話したい」という強い願望を明治時代から現在に至るまで持っています。ペリーが黒船を率いて浦賀にやってきた時のショックが日本人のDNAに摺りこまれてしまったかのように、今の若い人たちにもいわれなき英語コンプレックス、英語ネイティブスピーカー・コンプレックスがあります。

鳥飼玖美子さんの『夜明け前』を読むと、木曾の山奥ですでに「これからは英語だ」といって、子どもを塾に通わせたりしている。そして、第二次世界大戦で中断したかという、していないんです。「戦争中、英語教育はなかった」というのは女子だけに関してのことです。

保存されている三省堂の検定教科書を見ると、最近の会話ばかりの検定教科書よりはるかに高度です。

例えばイギリスの国技がクリケットだと説明していたり、西洋文明の基盤はギリシャからだと言った哲学について解説したりする英文です。それが戦争末期になると、「大日本帝国海軍はアメリカ海軍の軍艦を撃沈した」、「アメリカ海軍は撃沈された」などの例文になります。

『週刊新潮』の「掲示板」というコラムで、戦争中に英語教育を受けた人がいるか問いかけたら、返事が数十通もきました。旧制高校ではしっかり英語を学んでいた。「この戦争は今に終わる。これからは英語が必要だ」と言って英語を教えた教員もいたそうです。どうやら当時の政府は公には「鬼畜米英」「敵性語を使ってはいけない」と敵愾心を煽りながら、同時に、旧制中学では将来の日本を担う男子生徒に週5、6時間も高度な英語を学ばせていました。江田島の海軍兵学校ではすべて英語で英語を教えていました。

だから、8月に敗戦となり、国中が壊滅的な被害を受け焼け野原で食べ物もない中、すぐに「日米会話手帳」が刊行されベストセラーになったのでしょう。



## "慢性的英語教育改革"が始まる

終戦後しばらくは、学校では英語の読み書き、英会話はラジオ講座や英会話学校というようにすみわけが来ていましたが、1970年代に入ると、使える英語を学校で教えるか否かの論議があり（平泉渉・渡部昇一英語教育論争）、1986年の「臨教審第二次答申」で「抜本的英語教育改革への提言」（中曽根康弘首相）が出されました。臨教審から教育の政治主導が始まったと言えます。実は臨教審答申ですでに、外部試験を導入することも含め、現在に至る英語教育改革はすべて出ていました。

この答申を受けて1989年の「学習指導要領」改訂で初めて「オーラル・コミュニケーション」という選択科目が入りました。2003年から5か年計画で「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」と称して、教員全員に対する悉皆研修をはじめ、小学校英語教育、センター入試へのリスニング試験導入、ALT増員等々、これまでに実施された改革のほとんどはここに端を発しています。

2012年に政府の「グローバル人材育成戦略」が出され、文部科学省が「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（2013年）が発表されました。新たな学習指導要領は、2020年から順次施行される予定です。

## 大学入試で英語に民間試験を導入？！

政府は小中高と教育改革をしてきたが、高校でねらうことを実現するためには大学入試が重要だということで、入試改革が高大接続の目玉にされました。

特に問題なのは英語です。民間試験の導入がさしたる議論もなく、あっという間に決まってしまいました。

その理由が、高大を接続するには高校までの4技能（読み、書き、聞き、話す）を測るべきであるのに、現在のセンター入試では読むこと、聞くことの2技能だけで、話すこと、書くことの技能が入っていない、ということです。特に話す力を測るのが重要とされ、大学入試センターでは無理だろうとなり、民間業者試験を利用しようになったのです。

しかし、50万人を超える国立大学受験生の話す力をどの民間試験を利用して測るのか決めるのかは大問題で、結果的には7業者8種類、レベル別を入れると23種類もの試験が認定されました（注：7月に入り TOEIC は、

運営が複雑すぎて責任を持ってないと、参加を取り下げました）。

しかし、たとえば TOEFL は北米の大学・大学院に留学して学ぶための読解力に力を入れた、かなり高度な試験です。認定された TOEFL iBT はパソコンを使った受験で長時間かかり、受験料は高額なので、ふつうの高校生には無理です。

「1日で4技能を測る試験を実施できること」が条件でしたが、目的も難易度も受験料もバラバラな試験をどうやって活用するのか、という疑問に対して文部科学省は「CEFR \*の対照表に換算する」と説明しました。これはとんでもないことで、あとで説明します。

（\* 欧州言語共通参照枠）

## 問題だらけの民間試験導入

それぞれの民間試験自体に問題があるわけではない。しかし、50万人以上もの受験者がいる大学入学共通テストに使うことはダメだという、もう一つの理由は、学習指導要領に準拠していないことです。

大学入試が問題なのは高校が受験対策ばかりやるからだといいますが、今度は高校での英語教育が業者試験の対策に追われることになってしまいます。すでに、業者による受験対策問題集の売込みが激しいと聞きます。

受験料についても、各大学への受験料、共通テストの受験料のほかに英語だけは業者にも受験料を払わなければならない。2回受けて成績が良い方を使えるとなっていますが、受験生は慣れるために高校1年から何回も受けたいと思うでしょう。しかし受験料が一番低いものでも5000～6000円かかります。大学も、1校だけでは不安だからと複数校を受ける。親はたまりません。都心部以外では泊りがけで民間試験を受験しなければならない地域もあり、経済格差、地方格差も無視できません。

出題者や採点者、採点基準などに透明性がないことも深刻な問題です。もし出題ミスや採点ミスがあった場合、記者発表して謝罪し追加合格などの対応をとることは、大学では当然のことですが、民間企業が採算を度外視してそこまでやるのか不明です。そもそも、スピーキングテストの結果などは、採点の基準によってどうにでもなります。文法の正確さを見るのか、発音の流暢さを見る

のか、下手でもいいから何でもしゃべるのがいいのか。何を基準に誰が採点するのか、公表してくれなければ受験生にはわからない。おそらく合否判定をめぐって、相当な混乱が予想されます。

昨年の国会で、文部科学大臣は野党議員からの質問を受け、CEFRは「国際指標」だと答弁しました。しかし、欧州評議会による「CEFR 増補版」(2018年)には、「CEFRは外国語教育改善のためのもので、標準化に使うツールではなく、調整したり監視したりする機関はありません」と書いてあります。要するに、国際指標などではなく、各国の各教育機関が自由に使って良いという緩やかな尺度なのです。

欧州評議会は、自分の母語の他に2つの言語を学び、相互理解によって平和を構築するという「複言語主義」を掲げています。「複言語主義」を具現化するために作られたのがCEFRです。外国語教育の質を高めるために1964年から40年近くをかけて研究し、2001年に発表されました。今では50言語の教育に使われており、日本語も入っています。

大学入試のための利用は、こうした欧州評議会の理念や思想を全く理解せず、都合よく使っていることになります。

「英語民間試験活用の中止」を求めて、国会への請願書も提出されました。電子署名でなく、署名用紙をダウンロードして自筆で署名したものを郵送するという手間のかかる署名であるにもかかわらず、1週間で、衆参両院それぞれ8000人以上の署名が集まりました。

紹介議員は野党だけで、与党の賛同が得られなかったもので、却下されるでしょう(注:「審議未了で保留」となりました)。でも、ツイッターで、ハッシュタグをつけて「#英語民間試験いらない!」が始まっています。受験生のために、この動きが大きくなうねりになって欲しいものです。

## 外国語教授法の変遷

外国語の教授法はいろいろ変わってきています。

今の日本では話す英語ばかり重視していますが、昔は

世界的に文法を教えて読んで訳す「文法訳読法」が主流でした。

1920年代、ダイレクト・メソッド(Direct Method)をベルリッツという人が始めました。学習している外国語だけで教える方法です(英語なら英語で教える)。個々の英語学校では成功したけれど、学校で教えたなら惨憺たるもので失敗しました。

1920年代に終わってしまった古い指導法を、今の日本では推進しているわけです。現在の学習指導要領では、高校で、英語の授業は英語で行なっています。2020年からは中学でも、英語の授業は英語で行うことになっています。いったいどうなるのでしょうか。

## 新学習指導要領 — 小学校「教科としての英語」

英語教育の目的として「外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力」が掲げられています。けれど、コミュニケーションとは何か、ということ学習指導要領では説明していません。

ここでは習得語彙数に着目してみます。2020年から小学校は600~700語、中学校は1600~1800語、高校は1800~2500語、合計4000~5000語、今まで3000語だったのが一気に増えます。これに生徒がついていかれるのでしょうか。ところで、仕事に必要なのは8000~10000語で、これは学校で教えられない。学校は基礎を教えるところで、それを踏まえて必要な人が必要に応じて個々に学んでいくものです。

小学校英語への対策ですが、文科省がやっているのは対症療法ばかりです。教員養成が十分になされていません。小学校で英語を教科にするのなら、教員免許法を改正して、小学校で英語を教えることを専門にする教員を養成しなければいけないと訴えてきましたが、対症療法で見切り発車しました。ちょっと英語ができる人に特別免許を与えて授業をしてもらおうとか、教育委員会から大学に依頼して、英語教職課程で小学校教員に短期の認定講習を受けさせるという対症療法です。英語の免許を持っている中学校の教員に小学校で教えさせるという動きもありますが、小学校5、6年生と中学生は全くちがいます。

## スピーキングをどう評価するのか

スピーキングが大事だといいますが、スピーキングほど評価が難しいことはありません。先ほどご紹介した「CEFR 増補版」は、「伝統的な4技能モデルは、コミュニケーションの複雑な現実を把握するには不十分だ」として、7技能を提案しました。

受容能力（聞く・読む）、産出能力（話す・書く）に「やりとり」を2つ（話し言葉のやりとり、書くやりとり）、さらに「仲介」を入れて、7技能にしたのです。

これは極めて重要な変更です。

「書くやりとり」とは、ツイッターなどSNSのように、書いてやりとりすることが念頭にあります。

## 小学校英語の教科書

英語の検定教科書が公表されました。各社のものを読みました。小学校の3年生から6年生までで600語から700語を学ぶとされていますが、検定教科書では下限が700語でした。

読んで書くこともするが、文法指導はしないことになっています。それでも、過去形や疑問文が出てきます。疑問文になると語順が変わるので、単語の位置が移動することを図で示している教科書がありました。文法の説明にならないようにするにはどう教えるのか。不規則動詞も出てくる。助動詞を使った丁寧表現も出てくる。どうしたらいいのか。

発音やりズムはどうするかというと、QRコードがっていました。今までは小中学生にスマホは持たせないのが常識でしたけれど、これからは小学3年生からスマホがないとやっていかれなくなるのでしょうか。

評価について、文科省は「参考資料の提供を検討中」だそうです。

## 母語をおろそかにしてはいけない

高校も中学も英語で授業することになります。日本語で授業をする先生もいますが、どこかで、学習指導要領に反することをしているという後ろめたい気持ちを持っているようです。でも英語だけでやるというのは、むしろ時代遅れともいえます。

CEFRでも、母語を重視しています。

バイリンガル研究では、母語がある程度できるようになってから、カナダやアメリカに行き授業を受けた子どものほうが学習言語能力の進歩が早い、という結果が出ています。母語習得前の幼い時期に外国へいった子どもは、英語をすぐに覚えますが、それは日常会話であり、結果的に学習言語能力の伸長に時間がかかるとされます。

そのような事例研究から、論理的に分析する力や、抽象的なことを理解する能力、自分の言語を振り返るメタ言語能力を、基底で共有しているのではないかという仮説が生まれています。

母語をおろそかにしてはいけません。母語で出来ないことを英語で論理的に話せといても、そんなことは出来ません。

## 保護者はどうしたらいいか

お茶の水女子大学付属中学で10年間の追跡調査をしたところ、「英会話塾と英語力とは無関係」「海外留学・海外研修は個人差がある。どういう家庭や環境で過ごしたかによってちがう」「語彙力や学力が伸びるのは強制型でなく共有型しつけ。親子で会話をし、子どもに考えさせる、選ばせることが大切」といった結果が出ています。

## 子どもの遊びは学び

今以上に不確実な時代に生きていく子どもには、どのような力が必要なのでしょう。子どもの遊びは学びです。この時間を大事にしなければなりません。

今の日本の子どもに一番欠けているのは「自己効力感」だと思います。私はやればできるという、自分の潜在的可能性に自信を持っている子どもを育てることです。周りの大人が「そんなことではダメ！」とやっていたら自信を失わせてしまいます。



英語が子どもの自信を失わせている大きな要因になっている現状を、怖いなあと感じます。中学生は、多くが中1で自信をなくしていますが、今後は、英語が原因で自信を失う年齢が早くなりそうです。

### 英語学習は異質な言語文化と出会うこと

外国語学習というのは、異質性と出会うことです。単語を700覚えるなどは、重要ではありません。

中学校では基本的な学習言語能力の基礎をつくらなければいけないので、ここで文法を含め、きちんと学び、高校・大学へと進んでいく人もいます。小学校は、中学にうまく接続できればいいので、何もかも小学校でやる必要はないと思います。

「私の母語は日本語。英語は違うから難しい。発音も、文法も、コミュニケーションの方法も違う。でも、だからおもしろい。日本語の世界とは違う世界を知ることができるんだから、おもしろい」というふうにもっていきといいのではないかと思います。英語を嫌いにならず、好きなままで中学校へすすんでいけば、高校で読んで考える力が生まれてくる。それができて初めてAIを超えて生きることができると思います。

英語学習は生涯学習。言葉は生涯を通しての学びです。自ら学ぶ力を親や教師がつけておく。それでやっと主体性のある人間が育つのです。小学校英語はゆっくりかま

えてやればいいと思います。

### 最後に、私の好きなことば

「ことばを育てることはこころを育てること、人を育てること、教育そのものである」。

これは、伝説の国語教師・大村はまのことばです。これを皆さんに差し上げたいと思います。

ありがとうございました。

### <鳥飼玖美子さんの書籍紹介>

- ・『小学校でなぜ英語?』(2002、大津由紀雄・鳥飼玖美子、岩波ブックレット NO. 562)
- ・『小学校英語:異文化コミュニケーションの視点から』(2004) 大津由紀雄(編著)『小学校での英語教育は必要か』(慶応大学出版会)
- ・『国際共通語としての英語』(2011、講談社現代新書)
- ・『英語教育論争から考える』(2014、みすず書房)
- ・『本物の英語力』(2016、講談社現代新書)
- ・『話すための英語力』(2017、講談社現代新書)
- ・『英語教育の危機』(2018、ちくま新書)
- ・『子どもの英語にどう向き合うか』(2018、NHK出版新書)

## 子ども全国センター 2019 年度総会ひらく

鳥飼玖美子さんの講演に引き続いて、子ども全国センター 2019 年度の総会を開きました。議長は小林善亮さん(自由法曹団)と西川香子さん(新日本婦人の会)。

梶原政子・子ども全国センター代表委員は開会挨拶で「子どもの権利条約が国連で採択されて今年 30 年、日本が批准して 25 年になります。加えて今年、子ども全国センターが設立されて 20 年目でもあり、『子どもの権利ノート』などの資料も活用しながら、子どもの権利条約や国連の勧告をひろげていきたい」と述べました。

2018 年度の活動のまとめと会計決算の報告の後、梶谷陽子事務局長が、子どもと教育をめぐる情勢について報

告し、2019 年度の活動方針を提案しました。

### <総会での討論から>

○文科省から令和をせよという通知が出ている。大阪市



の公立小学校で、右翼的な歌を歌う歌手を招いて令和を祝福する集会をやったという話を聞いた。(東京・教員)

○宿題を忘れた子は課題が2倍に増える。土下座して謝らせる。そういうことに関して、教職員どうしの話し合いができていく。戦前の「命を投げ出す教育」につながってしまうのではないか。(横浜・市民)

○給食の時間は15分間で食べ終わらなくてはならないので、黙って食べる。そのために壁に向かって食べる。掃除も黙ってする。「心をそろえる9か条」「頭をそろえる18か条」などの実態もある。みんなで声をあげて変えていこう(東京・母親)

○私立高校での憲法集会で憲法24条「家族」について学んだり、高校生対象の憲法カフェに参加して校則について話し合ったりしたある女子生徒が、「なぜ自由な髪型にしたり、スカートを短くしてはダメなのか意味がわからない。先生と生徒の間に壁ができてまでやるべきことなのではないか」という感想文を書いた。その場ではうけとめてもらえなかったが、優秀賞になった。しっかり向き合ってくれた先生がいたんだということがわかってよかった。子どもたちは、考えていないように見えるかもしれないが、深く考えている。声をあげようというとりくみは、いつかは生きてくるということをみんなで共有したい。(北海道・教員)

○フリーの立場で「児童支援」の担当になった。朝、泣きながら親に連れてこられる子どもがなんと多いか。「プールのシャワーが痛い」という子や「先生が怖い」という子どもがいた。でも教員は忙しくて、子どもがなんで学校が嫌なのか、気がつかない。子どもの気持ちにこたえる動き方ができる人がいるといいなと思う。

(高知・小学校教員)

○改訂学習指導要領の内容を批判して、長野県教育文化会議として本を出した。PDCAサイクルが入ってくることが本当に危険だと思う。結局、点数を取らせるための教育になってしまう。本当の教育って何だろうということを考えていきたい。(長野・高校教員)

## <感想文から>

### 鳥飼さんの講演 ―

○きわめて明快で、主張のズジがはっきりと通っており、

鳥飼さんの人柄もにじみ出ていて、とってもとっても良かったと思います。

○大学入学共通テストや小学校英語の課題を明確にいただいた。特に小学校の母語と外国語の関係に関する学術的な説明はとても興味深く拝聴しました。

○鳥飼先生の著書にある「学校教育は社会的必要性も含めて、将来、学習者にとって必要となるかもしれない諸能力を身につけるためのしっかりとした基礎を築くことにその意義がある」を常に気持ちの拠り所としています。

### センター総会 ―

○子どもの視点、権利からの交流、今一番おそろかにされていることであり、私たちは一番よりどころにしていきたいところです。いろいろと振り返ることができ、大変勉強になりました。

○最新の各地の動きや子どもの権利条約、国連最終報告などの詳細説明は、大変ありがたかったです。わかりやすい提起でした。

○「子どもをめぐる情勢」で、改めて現在の日本の子どもたちと教育の状況がよくわかった。高校のことは知っているが、小中学校のことまでよくわからなかったので、勉強になった。

○自分たちのことを自分たち抜きに決めないで！—ホントに大事だと思います。「子どものことはまず子どもに聴いてみよう」、「中野区の小学生」など。学習内容の多さ、授業時間の多さ、かばんの重さ、学校の施設(トイレ)など。(同じように)学校現場抜きに決めないで!…これも言いたい。押しつけが多すぎる。(同じように)地域抜きに決めないで!学校統廃合も。特別支援学校・学級も遠すぎる、など。

.....

総会は提案された総括・方針案、会計決算・予算案、2019年度のセンター体制案をすべて採択し、あわせて総会アピールを採択しました。

閉会あいさつで、高橋栄・子ども全国センター代表委員は「子どもの心が育つ場所には文化が大切。学校には先生と子どもの自由と民主主義がなければならない。いのちと人権を大切に作る社会をつくるために、地域の皆さんと一緒にとりくんでいきましょう」と結びました。

## 子ども全国センター 2019 年度のとりくみ

### 1. 憲法改悪を許さず、憲法と子どもの権利条約を生かした子育て・教育をすすめるためのとりくみを広げます

- (1) 「憲法 9 条を生かして平和な未来を」つくるため、「安倍 9 条改憲」阻止を求める運動に全力をあげます。総がかり行動実行委員会や「安倍 9 条改憲 NO! 全国市民アクション」などの活動に連帯し、「子ども・青年を戦場に送らない」とりくみを強めます。
- ① 「教育子育て 9 条の会」はじめ「〇〇 9 条の会」、「9 条地球憲章の会」などと連帯し、「憲法カフェ」や署名、宣伝活動など、草の根からの運動を強めます。
- ② 憲法改悪につながるあらゆる策動を許さない運動に全力をあげ、「特定秘密保護法」「戦争法」「共謀罪」法の廃止を求めます。
  - (2) 憲法 9 条改悪と一体の 26 条・89 条改悪に反対し、憲法・子どもの権利条約を生かした子育て・教育をすすめます。
- ③ 改訂学習指導要領・幼稚園教育要領、「道徳の教科化」、「教育勅語」容認、教科書検定・採択制度の改悪など安倍「教育再生」の危険なねらいを学習し、「子どものための教育」をすすめるための共同のとりくみをすすめます。
- ④ 子どもたちを競争に追い立てる「学力テスト体制」の実態を明らかにし、各種「一斉学力テスト」、悉皆による「体力テスト」の中止を求めるとりくみをすすめます。「高校生の学びの基礎診断」の問題点をあきらかにし、おしつけに反対します。
- ⑤ いじめ、自殺、「非行」、体罰、虐待、子どもをとりまく「貧困と格差」など、子どもと教育に関わる課題について、学習と懇談をすすめます。
- (3) あるべき家庭像をおしつけ、国家や地方公共団体が子育て・家庭教育に介入する「家庭教育支援法案」に反対し、国会に提出させないとりくみを強めます。各地域での「家庭教育支援条例」策定に反対します。
- (4) 「職場体験学習」や「防災教育」の名を借りた自衛隊による学校教育への介入やリクルート活動の強化に反対し、防衛省や関係行政に中止を求める要請などを行います。自治体に対する自衛官募集への協力おしつけに反対します。

### 2. すべての子どもの「教育への権利」を保障し、ゆきとどいた教育がすすめられるよう、教育予算の増額を求めるとりくみを広げます。

- (1) 概算要求期にむけた「えがお署名」や、「ゆきとどいた教育を求める全国署名」のとりくみを広げます。
- (2) 30 人学級の実現や「教育の無償化」実現のため、幅広い共同をすすめます。
- (3) 教職員の長時間過密労働をなくし、子どもたち一人ひとりが大切にされる教育が行われるよう、「せんせいふやそうキャンペーン」を広げます。

### 3. 子どもの権利条約をひろめ生かすとりくみをすすめます

- (1) 「子どもの権利条約市民・NGO の会」作成の「日本における子ども期の貧困化～新自由主義と新国家主義のもとで」などを使って地域で学び語り合い、子どもの権利条約の精神を学び、広げるとりくみをすすめます。「子どもの権利ノート」の改訂版を作成します。ブックレット「子どもをみるまなざしを問い直す」、リーフレット「子どもの権利批准 20 年 今、子どもたちは」などを活用・普及します。

- (2) 国連子どもの権利委員会「日本政府第 4・5 回統合報告に関する最終所見」(3 月 5 日) についての学習・論議を広げ、子どもの権利条約を生かすよう、日本政府に対するとりくみをつよめます。

- (3) 子どもの権利条約を子どもたちに知らせるとりくみを広げます。
- (4) 「子どもの権利条約市民・NGO の会」のとりくみに積極的に参加、協力します。
- (5) 子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの品位を傷つけるあらゆる行為の禁止を求めます。「いじめ防止対策推進法改正案」や少年法適用年齢の引き下げなどの動きを注視し、子どもの最善の利益の保障を求めてとりくみます。

### 4. リーフレットなどを活用し、さまざまな場での主権者教育と平和教育をひろげます

- (1) リーフレット「未来をつくるのはわたしたち」「憲法ってなに？ わたしにも何かできる」「やっぱり平和がいいね」「大切にしたいのは、平和」などを駅頭宣伝などに活用し、高校生はじめ若者に届けます。
- (2) さまざまな場で、子どもの発達段階に合わせ、憲法と子どもの権利条約にもとづく主権者教育や平和教育が行われるよう、学習と交流をひろげます。

### 5. 共同を広げるためのとりくみをすすめます

- (1) 子どもの声を聴き、子どもの願いにこたえる、子どものための教育をすすめるための“輪”を広げます。
- (2) 「子育てカフェ」「教育カフェ」「しゃべり場」など、子育て・教育への思いを語り合い、支え合う場を身近なところにつくるとりくみを広げます。
- (3) 地域の中で子どもと文化を育てる活動や、「貧困と格差」をはじめ、子どもをめぐるさまざまな問題にとりくむ団体・個人が一緒にあつまって交流しあい、ともに運動をひろげるための共同をすすめます。
- (4) 学校統廃合による「学校・地域こわし」や「小中一貫校」「義務教育学校」「コミュニティスクール」の設置、政治・行政からの教育介入、教科書問題などに対し、地域での共同の論議ととりくみをひろげ、必要に応じて文科省・地方教育行政への要請などを行います。
- (5) 子どもをとりまく文化・メディアの改善を求めるとりくみをすすめます。
- (6) 「教育のつどい 2019」の実行委員会に参加し、子ども・若者・保護者・地域住民・教職員がともに悩みを語り合い、知恵を出し合って支え合い、憲法・子どもの権利条約にもとづく教育をすすめるための議論を広げます。
- (7) 全教・民主教育研究所とともに、「語ろう子どもと教育、参加と共同の学校づくり・教育課程づくり交流集会」(2020 年 2 月 29 日～3 月 1 日・東京) を開催します。
- (8) 「教育子育て九条の会第 12 回全国交流集会」(2019 年 12 月 21 日・京都) の成功に向けたとりくみに協力し、参加します。

### 6. 子ども全国センターの情報発信を強化します

- (1) 子ども全国センターとして、地域・団体のとりくみが交流できるように情報を発信します。
- (2) ニュースの発行体制を強化し、総会の特集号を含め、年 4 回の発行をめざします。

### 7. 次の各種実行委員会などに参加し、分担金の拠出を行います

- ・第 65 回日本母親大会・第 65 回子どもを守る文化会議
- ・子どもの権利条約市民 NGO の会総会・みんなで 21 世紀の未来をひらく教育のつどい 2019